

第百六十五回国会

参議院経済産業委員会会議録第四号

平成十八年十一月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十四日

辞任

白 眞勲君

補欠選任

広野ただし君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

伊達 忠一君

加納 時男君

小林 温君

藤末 健三君

渡辺 秀央君

委員

倉田 寛之君

松田 岩夫君

松村 祥史君

松山 政司君

岩本 司君

小林 正夫君

直嶋 正行君

広野ただし君

若林 秀樹君

弘友 和夫君

松 あきら君

田 英夫君

鈴木 陽悦君

事務局側

常任委員会専門員

世木 義之君

参考人

社団法人日本ガス石油機器工業会会長代行

竹下 克彦君

財団法人日本消費者協会理事 宮本 一子君
工学院大学グロ―バルエンジニアリング学部 畑村洋太郎君
教授

本日の会議に付した案件

○消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊達忠一君) ただいまから経済産業委員会を開会いたしたいと思います。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として広野ただし君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、参考人として社団法人日本ガス石油機器工業会会長代行竹下克彦君、財団法人日本消費者協会理事宮本一子君及び工学院大学グロ―バルエンジニアリング学部教授畑村洋太郎君の御出席をいたしております。この際、参考人の方々に委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんには、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、皆さんから忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本委員会の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただきます。なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、参考人の皆さんから御意見を述べていただきます。まず、竹下参考人をお願いいたします。竹下参考人。

○参考人(竹下克彦君) 社団法人日本ガス石油機器工業会会長代行を務めております竹下でございます。

本日は、意見陳述の機会をいただきまして、深く感謝申し上げます。

私が会長代行を務めます工業会は、ガス石油機器メーカー百三十四社、賛助会員八社から成る社団法人でございます。工業会の事業として、ここ数年では省エネ、環境リサイクルにも取り組んでおりますが、創設当時から最優先で取り組んでいることとして、消費者の皆様に安全に機器をお使いいただくための安全啓発事業がございます。

近年、機器には様々な安全装置が装着され、より安心して機器をお使いいただけるようになっておりますが、どんな安全装置にあっても、お使いになる消費者の皆様の御理解を得なければ事故はなくなりません。そのため、工業会では、毎年一番多くの予算を割いて安全啓発事業の推進を行っており、徐々にではありますが啓発が浸透していると思われま。

ガス石油機器は日常生活の必需品であり、お風呂に入る、シャワーを浴びる、調理をする、食器を洗う、暖房する、乾燥する等、様々な生活シーンの中で消費者の皆様にはなくてはならない設備です。そういう性格の設備において、昨年はFF式石油暖房機、今年は半密閉式ガス瞬間湯沸器、そしてガス温水式浴室暖房乾燥機と事故が頻発し、消費者の皆様と社会に多大な御迷惑をお掛けしており、この場をかりて深くおわび申し上げます。

た人身事故の平成三年から十七年の件数を見ますと、日用品の中でもとりわけ燃焼機器の報告件数が際立っております。死亡事故、重症・軽症事故のすべての範疇で燃焼機器が最も多く、これらの事例により、ガス石油機器の製品安全については大きな問題を抱えていると痛感しております。製品事故の問題は、各社個別の問題だけでなく工業会全体の問題ととらえるべきで、工業会では、早急な信頼回復に向けて、業界を挙げてこの緊急課題に取り組んでおります。

まず、昨日から始まりました製品安全総点検週間に合わせて、工業会の会員各社で社長が製品安全に関する取組姿勢のメッセージを社内に発表いたしました。そして工業会は、各社長の発表した内容を、本日、外部公表することになりました。

二番目に、十一月十六日にプレス発表いたしましたとおり、都市ガス事業者、LPG事業者、簡易ガス事業者、そして当工業会の四団体は、ガス業界挙げての製品安全に取り組むことにいたしました。

その具体的活動内容は、一つ目は、今までも行っておりますが、安全装置が付いていない製品をより安全な製品に買い換えることを、先ほどの四団体が連携協力の上、強化推進してまいります。二つ目は、ガス事業者とガス機器メーカーが一体となつて安全啓発のチラシやパンフレットを配布し、消費者の皆様に安全意識の啓発をしてまいります。三つ目に、あんしん高度化ガス機器開発研究会を十二月に発足する予定です。ここにはガス事業者、ガス機器メーカー及び消費者代表の方にも参加をしていただきます。当面の課題は、ガス給湯器、ガス風呂がまの安全の高度化が最優先であります。

次に、今回の事故問題における工業会の中心課

表した側にはないということを明記すればいいか
と思います。EUのRAPEXもそのように書いて
います。

それから四番目に、マスメディアを通じて重大
な危害情報を流すシステムをお考えいただきたい
。例えば、テレビやラジオは、パブリックの利
益のために公共放送を提供するシステムがつく
られるのではないかと。アメリカでは、公平の原則、
フェアネスドクトリンといって、FCC、連邦通
信委員会が、かつては強制だったんですが、や
っぱりラジオ、テレビは公共的なそういう時間
を持って提供せよということを規制しておりまし
た。規制緩和によってそれは規制ではなくなりま
したけれども、今でも例えばケーブルテレビを許
可するときには、パブリック、教育、行政を通じ
て公共の利益にサービスすることが奨励されてお
ります。そういうようなことは日本でもできるん
ではないかと。もしできれば、重大な危害情報など
はそういうマスメディアを通じて国民に流せる手
段もあるんじゃないかというふうに思います。

それから六番目は、警察、消防との連携は考
えてしょうが、やはり地方の末端組織への連携が
大事だと思っています。上の方に上がってきてそれが
通報されるんでは時間が掛かりますから、末端組
織とどのように連携ができるかということをお考
えいただきたい。

事故情報の対象かどうかを判断する第三者委員
会をつくるというふうにお書きになっています
が、是非、法律家、消費者代表を加えていただ
きたい。

それから最後、もう時間がなくなりました。こ
れが一番大事なことです。総合的製品安全組
織をつくっていただきたい。

アメリカにはCPSC、先ほど言いました消費
者製品安全委員会、強力な執行機関を持ってい
ます。ヨーロッパにはPROSAFEという製品安
全執行フォーラムなんですが、があります。やは
り製品の安全だけを担当する独立した行政が必要
だと私たちは長い間主張してきました。やっぱり

ここに来てもう一度お願いしたいと思います。

日本では、製品安全の業務は国民生活センタ
ーとNITE、製品評価技術基盤機構が担ってい
ます。しかし、国民生活センターの危害情報室は専
門スタッフは少なく、最初は危害情報室という室
があつて、担当者が数人いたんです。それはもう
大分前になくなりまして、いわゆる契約だとか
次々販売だとかモニターとか、そういう一杯悪徳
商法のそういうクレームに業務が忙殺されて、な
くなってしまいました。私は、NITEの人的あ
るいは設備の充実、あるいは執行権を付与する
というふうなことをお願いしたいと思っております。

行政改革が言われているときに新しい行政をつ
くれないというふうな意見もあるんですけど
も、国民の命や健康が最も重要で、私はお金より
もやっぱり命の方が重要だと思っております。で
すが、そういうのであれば、それは価値観なんです
が、事故情報収集・提供を、一か所で行い、安全に
関する執行権を有し、安全教育を担う機関が是非
必要であるというふうに思っています。それは、
一つには、やっぱり人材を育てることができ
ます。今、日本に最も必要なのは、事故情報を適
切に分析する人材だと思っています。

もう時間が少なくなりましたけれども、例えば
どういう人材かと。やっぱり、経験を積んで、感
性が鋭く持つて、長い間事故情報を見た人、この
事故情報は拡大被害が起きるか、深刻な被害が起
きるかというふうなことを察知する人、あるいは
心理学的に、あるいは人間工学的に、疫学的に、
科学的、化学的、医学的な専門家が、事故情報に
ついて、これは重大事故につながるのかどうかと
いうような検討をする人が絶対必要なんです。

事故情報を集めても、それ分析がちゃんとでき
なければ、シュレッダーやパロマの事件のよう
に、長い間掛かって多くの件数が蓄積されるまで
対処ができなかったということになりかねませ
ん。やはりその分析をする人の育成というのは、
そういう機関が必要ではないかというふうに思

ます。

情報の国際的共有も事故の拡大防止に寄与す
る。シュレッダーの場合は、アメリカではもう随
分昔にシュレッダーの、事故はなかったけれど
も、回収しています。そういうのはアメリカのC
PSCのインターネットを見ればすぐ分かります
し、立派な報告書がもう出ておりまして、子供が
指をこう切断されたその写真も出ております。い
かに悲惨か。

ちよつと言いますと、この指の切断は、ただ
指が短くなるだけじゃなくて、この手のひらの
先で私たちはすべてをこう何か察知して使ってい
るんです。これをなくすると、短くなるだけ、す
びアノが弾けないとかそんなことじゃなくて、す
べてがかかわってくるというほど大事だといふこ
とをお医者さんから聞きました。そういうこと
は、やはりいよいよ人材がそういういかに深刻か
といふことを考えて、早急に対処できるかどうか
といふことだろうと思うんですね。ですから、是
非その人材の育成といふのはお考えいただきたい
といふことをお願いしたいと思っています。

以上のことから、将来、そういう総合的な、食
品安全委員会というのができましたけれども、製
品安全委員会のような執行権を持つ機関の設置を
考えていただきたいと思っています。

○委員長(伊達忠一君) ありがとうございます。煙村参
考人。

次に、煙村参考人をお願いいたします。煙村参
考人。

○参考人(煙村洋太郎君) 私の意見は、安全な社
会を実現するためにということで、回転ドアとエレ
ベーターを例にして、今、日本じゅうの人がどん
なふうな考えを変えていかなければいけないかと
いうことを実例でお話ししようと思います。

まず、この紙に従ってめくっていきたくださ
い。まず、ドアプロジェクトというのをやりまし
た。

に挟まって亡くなった事故です。そして、これは
責任追及型の警察の捜査その他は行われました
が、僕の方から見てみると、日本のもう典型的な
処理の仕方、警察が原因究明をしてそれでまし
まいというのになるに決まっているというふう
に思っていました。事実、そのとおり進んでいま
したので、私は自分で勝手に、個人として事故の
調査を組織してやることにしました。ですから、
どこからもお金ももらっていませんし、どこから
もサポートは受けていません。しかし、声を掛け
た会社もどこも皆全面的に協力をしてくれまし
た。特に、事故を起こした森ビルとそれから回転
ドアを造った三和タジマはもう全面的に協力をし
てくれて、それで、その結果いろんなことが明ら
かになりました。

それで、回転ドアの事故があると、回転ドアだ
けをみんな調べようと思いますが、それでは決して
本当のことは見えないので、ドアと名が付くもの
全部というものでやることにしました。そういう
ふうにするのと、ドアにまつわるいろんな危険な
ものが非常にたくさん出てまいります。例えば、
自動車を使い、それから新幹線や山手線も実車
を使いましたし、すべて実物で実験をやりまし
た。また、国際協力もありまして、それに使うセン
サーはスイスのセンサーメーカーが提供してく
れるし、ダミー人形を使うのはアメリカのファース
トテクノロジという会社がたつた三月で物す
ごいいいものを作ってきてくれました。それから、
こういうものを世の中に報道しなければ意味がな
いと思っていましたので、NHKが全面的に協力
してくれて、いろんなものの記録を取って世の中
に伝えていくことをやりました。ただし、義務的
にやったことではなくて勝手連でやったもので
す。

その結果分かったものが二ページにあります
が、例えば、手動と自動であると、みんな自動
の方が故障があったら危ないというふうには思
いますが、実測すると手動の方がはるかに危ない
です。そして、自動で危なかったのは唯一この事故

を起こした大型の回転ドアだけで、それ以外は全部安全でした。

それから、技術の系譜ということを考えてないといけない。これは、ヨーロッパで発達したものが日本に伝わってるときに、軽くなければ危ないという知見がなくなつて、立派で事象なものになつて重さが約三倍になつていました。そして、この三倍になつていことがどれだけ危険かということはだれも気が付かないでそれを作つて使つていたわけです。ですから事故が起きました。

三番目に、暗黙知があるということを知りました。玄関に使われているスライドドアやエレベーターのドアは人が触ると急退避する機能を持っていますが、電車のドアも、それからその他のスライドドアもそういう機能は持っていない。これは、それぞれの産業分野の技術が全部孤立して、ある部分では当然持っている、暗黙知というのはそういうものですが、それが一つも共有されていません。

それから、軽微な事故は重大事故の予兆だ、これは労働災害で言われているハインリッヒの法則が言っていますが、このことがそのとおりになっていると思います。

三ページ目は、事故を起こした回転ドアの大体の寸法です。四・八メートルの直径のものが約一秒間八十センチの速さで回っていて、この重さが二・七トンもありました。挟まればこれは止めようがありません。みんなセンサーで止めればいいと言いますが、それはうそです。止めようとする信号を出してから止まるまでの間に必ず時間が掛かるというのが中学校か高校の物理学で教えていることなんです。こんな当たり前のことが、だれもそのことを気を付けて使っていない。

四ページ目にあるのは、NHKに撮ってもらったんですが、一秒間に千こま撮れる高速カメラで人が挟まれる状態をやつたものです。右側にあるのが縦の柱で、左側が回転ドアです。真ん中にセンサーが入っていますが、頭が挟まれてぐじゃぐじゃに崩れていく様子が見えます。

そして、五ページ目をご覧ください。カセンサーを挟んだときにドアで発生する最大の挟み力をドアと名が付くものの全部についてやつた結果です。赤が手動です。ぱたんと閉めたときです。信じられないような高い力が出ています。大人の頭が壊れるのは約、ここに書いてある二千ニュートンだと考えられています。そして、子供の頭がつぶれるのが二千ニュートンだと考えられています。見てください、大型回転ドア以外は全部、この自動で動いているものは二千ニュートン以下です。全部安全になっているんです。で、それ以外、手動で大丈夫だと勝手にみんなが思っているものが全部めちゃくちゃ事故を起こしているということです。

六ページををご覧ください。これは、ヨーロッパで回転ドアが発達しましたが、日本に来るときに、軽くないと危ないという知見がなくなつて見栄えの良さというものが付け加つた結果、重さが約三倍になりました。しかし、これがどれだけ危険かということは、設計する人も取り付ける人も管理する人も、それから使う人も、だれも気が付かずこれを使つていて事故が起きます。

七ページををご覧ください。これがハインリッヒの法則です。一件の重大災害の裏には二十九件のかすり傷程度の軽災害が起つていて、そして、その裏には、けがにはならないけれど、冷やつたり、はつとした経験があるというのがハインリッヒの法則です。これはすべての事故や失敗に当てはまります。三百件のヒヤリ・ハットのときに、それに真摯に正対してきちんと対応をすれば、重大災害は防げます。さらに、二十九件の軽微な事故のときにそれと気が付くと、重大災害は防げます。

そして、それが全くそのとおりが、六本木の回転ドアが起つたことを示したのが八ページの絵です。これは、事故が起つた後に改め森ビルの中からもらったデータで、僕がグラフにしたものです。一番上が重大事故、これを使い始めて一年目に起つています。その次に書いてあるの

が、重大事故で救急車で運ばれたものが十一件、それから救護室でやつたものが二十一件あります。そして、こういったものが合計三十二件起つていて、最後に死亡事故が起つていいます。ハインリッヒの法則のとおりになっているんですが、余りに見事に合ひ過ぎていて気味が悪いぐらいです。

しかしこれは、じゃあこれを使つていたやつが悪いんだとか、そういう処置の仕方をするが、だれも、危ないと本当に気が付いていたら使う人なんかいません。ですから、設計する人も造る人も使う人も管理する人も、みんな危なさに気が付かないでいてこういう事故が起るんだ、これが一番重要なところなんです。

それからもう一つ、本当に重大事故が起る前には必ず軽微な事故が散発しています。そして、そのときにきちんとこれを取り込まないと、必ず重大事故が起ります。

次に、エレベーター事故です。これは港区で六月三日に起つたものですが、つい最近起つたものです。そして、これを現地調査をし、それから同じシンドラー社製のエレベーターのほかの場所にあるものを調べて、それで僕なりに考えたものです。

その結論は、設計者が、設計自身が根本的に間違つたまま世界じゅうのエレベーターが動いているということです。なぜか。かごの落下だけが怖いのでそちらのことだけを考へていて、釣合いおもり、これをカウンタウエートと言いますが、カウンタウエートが落ちる、これはかごが上に上がるということです。このことを全く考へていません。世界じゅうのエレベーターは、いつでも人を挟んで、人をちよん切つてしまうような、そういう機械に世界じゅうの機械がなつています。

そして、ここで言つておきたいのは、この事故は日本で起つたので今大騒ぎになっていますが、二〇〇三年の八月十六日にアメリカで、日本人が上るエレベーターに挟まって首が切られて死亡しています。そういう事故がアメリカで起

つていのに日本にそれが伝わっていないので、そういう事故があることすら日本じゅう知らないで、これを今ごろ取り上げているということです。

情報を正確に伝える。しかも、今回の法律の中には全然出てきませんが、外国で起つている重大事故を日本の消費者に知らせるのは、輸入して設置して販売する者の義務であるというのをやらない限り、今の例は防げないんです。ですから、この問題点の中の一つに今このことを入れないと、必ず同じ形の事故が起ります。

次に、機械と人間の関係が変わつていきます。機械は安全なはずという思い込みでみんなが使つていますが、機械は危ないというふうになんが考へて、どう機械と接するかということを見ていないと、重大事故が起ります。手抜きをしても事故になるまでは気が付かないということがまた後の例で出てきます。

十一ページ目をご覧ください。今、港区で起つたのは、ブレーキが駄目だったからというので警察は片付けることにして動いていると聞いています。それもそのとおりかもしれません。しかし、僕は機械技術者ですので、これで見ますと大いに疑問に思つています。なぜか。実物を見ると、このブレーキというのは、止まつているものを止めておくだけの機能しか元々ありません。動いているものを止める機能があるかのように思つて全体の処理をしているところが大きな間違いのもとだというふうに思っています。

十二ページををご覧ください。これは、今、基本的に使われているエレベーターの構造です。かごがあつて上下しますが、これに釣合のおもりのカウンタウエートというのがあります。そして、このカウンタウエートは、定員の二分の一の人が乗つたときにちょうど釣り合うようにできていますので、大きなエレベーターに一人か二人で乗つたら、挟まれば必ず死ぬという機械になっています。次、十三ページををご覧ください。

設計者は動いている状態とまずくなった状態を
考えなければいけないけど、考えていません。
十四ページをごらんください。

みんな、設計者は、取り扱う人は、発生頻度が
高いことだけに目が行って、あり得ることではあ
るけどもつたに起こらないということを考えてい
ません。失敗学では、あり得ることは起こると考
え、重大事故があるとしたらどんなものがあり得
るかということを考えています。

十五ページをごらんください。これは実際に
あった例です。

エレベーターに閉じ込められたので非常ボタン
を押しました。管制センターにつながっているは
ずですがつながっていません。救出するの
に半日以上掛かった、すごく重大なことが起こっ
ています。なぜか、簡単です。保守員が、作業報
告書は全部これをチェックしたというふうにして
管理者に報告していました。実際には断線してい
ました。こういうことが起こっていて、一体だれ
がこれをどう担保するんでしょうか。

次、三番目に、社会がやるべきこと。すき間領
域を作らない、事故情報の自動収集と伝達、事故
を風化させない、人間と機械の領域が変わってい
ることを皆に知らせる必要があります。

十七ページをごらんください。

実際には、機械設計者、建築の設計者、建物の
管理者、みんなそれぞれの場所は、自分のところ
をきちんと仕事はやっています。しかし、両方の
すき間があるところで事故が起こります。

十八ページをごらんください。

十八ページのところで、事故情報はいろんなふ
うに、救急車の出勤回数、病院その他で起こっ
ていますが、情報の自動収集と発信が行われてい
ないために、プールの吸い込み事故、それから、こ
ういう階段から落ちる事故、こんなことは幾らで
も毎回繰り返されています。

それで、一歳から十九歳までの子供の死亡事故
の最大の要因は、病気でありません、不慮の事
故です。事故なんです。これをきちんとやりさえ

すれば、一歳から十九歳までの子供を相当に助け
ることが出来ます。

次、十九ページをごらんください。

人間と機械の分担領域が変わっています。昔
は、人間が相当なところまで注意していました。
それでも足りない機械との部分で事故が起こって
いました。ところが、安全なものにみんなが慣れ
ているので、機械が安全になっているはずと考え
るようになり、そこまで到達していない機械との
間ですき間ができて事故が起こっています。

そして最後ですが、人間の分担領域が狭まって
頭が空洞化しています。カーナビ使うとばかにな
る、地図がなくなるからです。電卓使うと計算が
できません、既にもうそろばんは使っていない
んです。ワープロを使うと字が書けない、選ぶことは
できるけど書けません。炊飯器は、スイッチを入
れることはできるけど、だれも御飯は炊けません。
自動ドアが開かないとガラス戸にぶつかりま
す。エスカレーターが起動しないので、しよつ
ちゅうつんのめります。故障がないから自動車の
ボンネットは開けたことがないから、エンジンを
見た人はいない。触れば止まると思うから、
シャッターに挟まれます。シャッターの重さは、
重量挙げの選手でも止めることができないほど重
さがあります。非常発報ボタンを押しても伝わら
ないことを想定していない。

そして二十一ページに、カーナビ使うとなぜば
かになるかを絵にかきました。これは、地図が、
元々は頭の中に地図を作ってから運転していたん
です。ところが、地図なしでも動くようになった
から、頭は空っぽでもブレーキとアクセルとハン
ドルで動くつもりになっています。

以上です。

○委員長(伊達忠一君) ありがとうございます。
以上で参考人各位の御意見の陳述は終了いたし
ました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑及び答弁とも御発言は着席のままで結構で
す。

でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願いま
す。

○松村祥史君 おはようございます。自由民主党
の松村祥史でございます。

まずは、三人の参考人の皆様方に貴重なお話を
聞かしていただきまして、本日は当委員会までお
いでいただきまして、本当にありがとうございます。
冒頭お礼を申し上げたいと思います。

それだけに、それぞれの観点から今聞かしてい
ただいたところでございますけれども、今法律案
の制定については、先般起きました死亡事故であ
りますとか、幼児のあの痛ましい指の切断事故と
か、こういうのが引き金になったというのは周知
の事実でありますけれども、私は今法律案という
のは、国会会の法律案というのはある一定の評価
をしております。

というのが、やはり宮本先生がおっしゃったよ
うに、報告の義務を課したり、公表をやり、防止
措置をとっていく、これは非常に大事なことで
と。これまで、じゃ、とってなかつたのかといえ
ば、そうでもなかつたと思うんですね。しかしな
がら、やはり他方で、やっぱり経済をつくってい
くということとは、自由経済主義においてはこれは
自由なことなんです、消費者にも選択の権利が
ありますし。しかしながら、今、畑村参考人の
おっしゃったように、やはり認知度が安全であつ
てしかるべきというそういう固定概念から入って
おりますから、非常に多種多様な選択肢の中でそ
ういうことを考えずにやっぱり選んでしまうよう
な社会になつてしまつたのかなと。そういう意味
では、ある一定の評価をしたいと思つておりま
す。

そこで、まず竹下参考人にお尋ねをしたいと
思つておりますが、今日は業界代表ということも
ございます。また企業家でもございます。そうい
う意味では、こういった企業のモラルをつくつて
いく、先ほど宮本先生がおっしゃったように、報
告の義務を果たすことで、企業にとってマイナス

ではないと、有利になるんだというインセンティ
ブを持たせるような施策が必要だと、こうおっ
しゃいました。この法律を精査することで業界団
体がそういうふうにお取り組みをいただいている
のは今御報告も聞きましたが、そのことがこれか
らどういう形でつくられていくか、またほかの業
界にはこれは本当に浸透していくのかと。実際や
られながらどのような御意見、また認識をお持ち
か、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(竹下克彦君) 製造業、それから輸入業
に事故報告の義務が課せられるというのが今回の
消安法の一審大きな改正点ですが、企業の側、工
業界の側から見まして、やはり一定のルール、基
準で事故報告を迅速に世の中に、それから消費者
の皆さんに訴えるようになるということは、今ま
ではかなり各企業による会社間の格差、それから
また担当する人による判断の格差というのがござ
いまして、余り同じ条件での情報開示ではなかつ
たかと思ひますが、このたびのこの省令改正で、
やはり同一基準で、それからできるだけ早くオー
プンにするという事故開示の社会がこれからでき
上がっていくとするならば、本当に企業にとつて
も従前よりはかなり商品安全に関する取組、開発
の取組とか、それから、ただ企業は作つたらしま
いということじゃなく、販売工程における商品説
明の問題であるとか、それからまた、あと修理の
しやすさとか、それからまた施工のしやすさと
か、そういうこととまでやはり思いをはせて取
り組むようになると思ひますので、やはりトータ
ルの開示をしてそれで改善を早めると、それか
らまた、消費者様の使用時点における同一事故の
多発を未然に防止するという意味から非常に有効
であるというふうを考えております。

以上です。

○松村祥史君 大変高い認識を持つて取り組んで
いただくということはよく理解をできました。是非、
事故を起こした業界ということではなくて、
日本の企業としては是非そういうモラルを率先して
高めていただいて他の業界に広めていくような、

物づくりをつくっていく日本の文化として、日本の、我が国の企業はこういうものを当たり前にやっているというような企業文化を是非つくつていただきたいなと思います。

ちよつと時間ありませんので、次に宮本参考人にお尋ねをしたいんですが、私も冒頭申し上げましたけれども、やはり今回、報告の義務を課すことで企業にとってマイナスじゃないと。今回の事故のそれぞれの経緯を見ますと、利益を出すことが企業の目的であり大事なことではあるんですけども、そのことの判断基準を鈍らせてしまいがちで、報告が遅れ、こういうごたごたしたような事態になってしまったのかなと、雑駁な意見なんですけれども、そういうふうな認識をしています。

そういう意味では、本当にこれから我が国が、企業がどんどんどん自助努力をすることによってインセンティブを高めていく、こういうことは非常に大事なことでと思います。そのため、消費生活センターとか、また国民生活センター、またNITE、先生は先ほど、将来総合的な製品安全委員会を設けられて、そのことでのような情報公開をしていくべきだというような御意見を伺っていました。

先般、国民生活センターに、相模原の、視察に行っていましたけれども、多種多様な情報を基に実験をやられておりますけれども、その情報の公開の仕方であるとか、私はこれは質問もしてみたいんですけれども、危険、危険認知度といいますが、普通に公開をなさってらっしゃる、その情報を基に。そうなりますと、それをどう精査しているのか分からないのが消費者の方じゃないのかなと。また、このうわさの操作、情報操作によって企業の経営活動を止めるわけにはまいりません。しかし、これが非常にバランス的に難しいことだと思っております。

そういう意味では、先ほどおっしゃいました、将来的に製品安全委員会の設置が必要だと、このバランスを考えながらどういった委員会の在り方が必要だと思えるのか、御意見がありましたか。

らお聞かせをいただきたいと思えます。

○参考人(宮本一子君) もし、そういう委員会の新しい新しい機構が、私はNITEから移行していいと思っているんですが、できるとすれば、情報の一元化、一つの機関で情報を一元化して集める、収集する。それを一元的に国民に知らせる。それと、それから、いろんな、危険が危険でないか、これは深刻な事件になるかというようなことの判断、今、畑村先生がおっしゃいましたけれども、たくさんさんの軽微な事故が集まれば、それはきつと深刻な事件があると、一件あるというふうな、そういう見方ができる、分析ができる人材を養成して、それからもう一つ、やっぱり消費者啓発、教育も一手に引き受けて、リコールの執行権も、リコールを命令する執行権も有するような機構になればいいなというふうに考えております。

○松村祥史君 私もそのように思います。実は、国民生活センターに参りまして、あれだけの情報を、年間百三十万ですか、情報をなかなか精査し切れないだろうと。それから、NITEという組織がありますが、この整合性ですね。また、ここに権限、経済活動を止めるような権限というのをごいしませんし、また他方で、冒頭申し上げたように情報公開によって企業活動が停止するようなことであつてはならない。しかし他方で、危険予知の情報としても出さなきゃいけない。非常に難しい線引きだと思っております。

そういう意味では、現行法であります国民生活センターとNITEの関係、これについては今現在どのような、まあ整合性があるか、若しくは機能しているのかどうかと、いろいろお思いの点がありましたらばお聞かせをいただきたいと。

○参考人(宮本一子君) 情報はばらばらで、私たちは情報の一元化をずっと言っていました。何か方向としては情報を共有するという方向になつておりますけれども、いかんせん、後ろにある監督官庁が別でございまして、それぞれ、それぞれの立場でやっぱりPRしなきゃいけないのか

どうか分かりませんが、もう情報の公開は、国民生活センターでいえば、ほとんど一般にはされております。またまとめた場合にはされるんですけども、いろんな研究者あるいは消費者団体が開いても情報の公開はあります。だから、そういう情報の共有化というのは、あらゆる事故情報の共有ができる組織を一元化することでもあるんじゃないかと考えています。

○松村祥史君 ありがとうございます。それで、時間もございませんで、畑村参考人に最後お尋ねをしたいんですが、畑村参考人

ある企業では自社製品が非常に不良な点が出たということでも多額な経費を投入して回収、情報の公開に努め、逆にそのことが企業評価に、高まつたというような実例もございました。

先ほど先生のお話を聞いておりますと、私たち消費者というか普通に生活している者というのは、やっぱり危険の予知活動といえますかね、予知能力が少々落ちてくるのかなと、当たり前が多過ぎてくるのかなという感じがいたします。そういう意味では、企業においてはそういう自助努力をしつかりやる、そしてそれを評価する社会体系をどうつくっていくか。また、消費者側においては、またそういうものを非常に評価するような世の中、社会体制、どのようなことを考えながら今後こういう社会を構築していくには、いろいろ御意見があればお聞かせいただきたいなと思

います。

○参考人(畑村洋太郎君) 日本の社会の特徴は、何か事があると、だれが悪い、何がおかしいというところの方に話が進んでしまつて、根本的な原因と対策を考えてみんなで共有するという方向にいろんな話が進んでいかなことが特徴のような気がします。そして、だれが悪いというんでやるって一件落着く、ああ終わっちゃつたつてなるんですね。それをやっている限り同じ事故が続きます。

安全になるのかという、もうちよつと大きな問題が本当はあるんですね。例えばプールに吸い込まれて亡くなったのは、この、いろんなところでやっているようなものの範疇に入るのかどうかまで考えると、もっと広い範囲のことまで考えないといけない。そうすると、社会の中にどこにどんな危険があるのかをみんなが共有しなきゃいけない。そうすると、例えば国がやることだろうか家庭がやることだろうか、学校がやることだろうか、だれかに分けてやつてしまふというふうな、そういうふうな何でも分けてしまふという考えで納得しちゃうところをもう直さないといけないんじゃないかというふうに僕は思っています。

ですから、例えば、今、事故があつたらどこに知らせるかという話でここでは進んでいますが、それよりも、本当に事故を起こさないようにするんだつたら、事故なり危険性の共有するのはどういふものかいいんだらうかという、例えば消費者が、みんなが分からないというのは、分からない形の情報を出して、出しつ放しで、それで分からないにおまが悪いんだという形になつてしまつていふところまで踏み込まないといけないというふうに思っています。

そうすると、みんなが知りたくなるような情報が知りたい形で瞬時に出てくるようなシステムというの、ここで議論したり考えたりしているものも含むかもしれないけれども、もうちよつと幅広いものだろうというふうに思います。それが一つです。

それからもう一つは、国とかメーカーとかそれぞれがどこがやっているものにみんなが頼り過ぎて、そこがやるべきだと言っているのは片手落ちではないかという気がするんですね。もつと商品とかその他もろもろ、いろんな活動全体についての認証制度のようなものを完全に民間で、もう第三者で、省庁の縦割りで、それから国の何とかから離れて完全に別で評価をして情報発信をして、そこがここまでの、ここまでは大丈夫だぞと、ここから先は危ないぞと、そういうようなこ

とまで言うような認証機関が日本の中でできるような、さもないければ、つくるのが多分一番大事だろうというふうに思います。

ヨーロッパではそういうもう伝統があるので、フランスとかドイツでは数万人の単位でそういう組織があるんですね。そして、そういうところの認証が受けたものでないと実際の消費者が買わないんですね。ですから、その役割を日本だとすぐに国がやろうとか何とかのマーク付けようとか、すぐそういう話になるけれども、それよりもっと前

に、きちんと認証を受ける、そしてその認証を受けるのにはお金を掛ける、掛けた分はきちんとその売っている物の上にコストが乗っているのを見んなが同意して、きちんとこれだけのことが分かっているものを買うことができるんだというよう

な、そういうシステムづくり、だからもう一段広く大きくしたようなものを考えないといけない時期が来ているように僕には見えます。

○松村祥史君 もう時間でございますが、ありがとうございます。三十秒だけ。

私もその認証制度、国が優先する必要があるかなと思いますが、最終的には第三者機関の認証制度は必要ではないかなと。そのことがやっぱり国民の意識と企業のモラルを高めていくことじゃないかなとも思いますけれども。

ありがとうございます。

○藤末健三君 参考人の皆様には本当に貴重なお話をありがとうございます。

私も幾つか御質問したい点がございますが、まず宮本先生に伺いたい点がございいます。

私も日本の国民生活センターに伺いましていろいろとお話をお聞きしたんですけれども、実は前にもNITEにも伺ったことあるんですよ。すごく受けた印象が、国民生活センターのテストの数の少なさに驚いたんですね。実は、月に何件しかやっていないと聞いて、その少なさは何なんだろうと実は思ったんですけれども、当時言わなかったんですけれど。

それで、NITEと国民生活センターが、僕、

分かれている自体がおかしいんじゃないかなとは思っています。先生の今日御提案を見て思ったんですけれども、先生はこの委員会というところをおっしゃっていますけれども、具体的にはそのNITEと国民生活を併せただけで終わるのか、それとも何か別の機能を付加しようと考えておられるのか、その具体的なイメージあったら教えていただきたいと思っています。

○参考人(宮本一子君) 国民生活センターもそうですし、NITEもそうなんです。情報は収集します。しかし、それに対する執行権は何もない、命令権も何も持っていない。情報提供はしているようなんですが、それも十分ではない。

先ほど言いましたけれども、国民生活センターができて間もなくCPSCをまね、まねしてというんじやなくて、参考にして危害情報室を作りました。国民生活センター。その中には、そのときはやはりこの安全、商品事故を少なくするという意識で職員たちが一生懸命やっただけなんです。それが消滅しちゃいまして、今はいろんな相談、他の相談の中に埋没した関係になっております。

各地の消費生活センターの相談員もいろんなほかの相談業務で商品について、それぞれの商品についての知識を持つわけにはまいりませんので、なかなか専門家、商品の安全性とかに関する専門家が育たないということ、日本じゅうが私は商品の安全に対しておさなりのようになってきたというふうには考えております。

ここで事故が、深刻な事故が発生して、こういう問題が出てきましたので、これを奇貨として、私はできれば、国民生活センターが持っている、病院情報を収集しているんです、オンラインで、各病院からその幾つかの、二十病院ほどで、これも数は足りないんですが、一応病院情報をオンラインで収集、それと、各地区の消費生活センターから寄せられる消費者からの事故情報を国民生活センターは収集しておりますが、それとNITEのいろんな機構を一つにして、今言いましたように執行権、リコールとかその企業に対していろいろ

な命令を出せる、そういう執行権を付与した機関が必要ではないかというふうに考えております。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。畑村先生にまたちょっと御質問ございまして、先生がこのハインリッヒの法則というところを書いておられますけれども、私も実は国民生活センターを見ていて思ったのは、すごいデータが一杯入っておられるんですよ。ところが、そのデータを分析しているのか。だから、小さな事故が起きたときにアラームが出るような仕組みが僕でできるんじゃないかと思っただけです。実はそれを見ながら、ところが、多分見ているとやっではないん

じやないかなという気がしたんですけど、実際問題、データがちょっととした変化からこういう大きな事故が起きますよということを科学的に分析できるかどうかというのをちょっと教えていただきたいと思ひまして、お願いいたします。

○参考人(畑村洋太郎君) 僕は今日のところでやるのとは別に、平成十三年と平成十五年に国土交通省に頼まれて、リコールの制度が何でうまく動かないのかというのの分析調査委員会というのを作って活動するように求められてそういう活動をしました。それで、委員長としてやっただけです。が、守秘義務の約束をして外にオープンにしないから、本当に判断するときにはどんなことをやったのか僕に聞かしてくれと、そしてそれは責任追及に使うことはないぞと。しかし、どこをどんなふう

に危ないと感じたかとか、薄々おかしいと思っただとか、そういうことを教えてくれと。で、そういう調査の仕方をしていない限り絶対に本当のことは分かんないですね。ですから、例えば調査権があるとか、警察の何かがあるといったら、そのときから出てくる性質のものであります。

それで、その約束のとおりをやって、みんなが協力してくれました。それで、いろんな自動車メーカーに出掛けて現場にも行くし、もう来てもらうし、いろんな形でやっただけですが、それは非常に大変な作業でした。しかし、そういうものを聞きながらやってみるととても難しいということ

が分かります。

それは、離散的というか、ぼつぼつ起くるんですね。そしてその不具合が、自動車なら自動車の品質保証をやっているところにその情報は正確に上がってくるんです。販売店からきちんと来ます。しかし、それが重大事故に結び付くのか付かないのかというのは、まだぼつぼつと起きているうちは分からないですね。しかし、それがだんだん発生頻度が高くなったり、販売台数が多くなると、ある割合でそれがどんどん起くるぞというところまで来ればこれはもう危ないというの

が分かるんですけど、もっとすごいのは、ほんの三つか四つかぼつぼつと起こらないうちからやはりリコールを掛けていっているものもあるんですね。

で、それは、言ってみれば目利きがいるんですね。こういう事故がこう過去に起こって、こんなことがあったときには、きつとその後こんなふう

に危ないことにつながっていくんではないか。要するに、事故の見えない連鎖、そういうものをきちんと見抜く人がいるんです。で、それは今、科学になっているかというと、科学にはなっていない。ですから、まだ、理論はあるんですよ、品質保証で、どういう要因がどういふふうになると

どういふふう

に利いているというの

はあるんですけど、リコールというのはもつと微妙で難しいんですね。

ですから、そんなに立派な理屈があるわけではないのに、それでもリコールをしな

がらいいものができていつて

それよりもつと前にさかのぼって設計工程のときから目利きが見るといふような、そういうシステムを日本の自動車会社はほとんどすべてが取っています。ですから、世界じゅうで一番品質の高い自動車は日本ができてゐる最大の理由は、今の目利きがきちんとそれぞれの場所で見ているんですね。

ですから、これは自動車産業以外のほかの産業はそれほどになっていません。ですから、いろんなトラブルが起こっているとするれば、自動車産業のその改善運動だ、かんばんだ何とかだつて、そういう方式のところで勉強するよりも、もつと本質的な、危険がどこにあるかというのを自動車産業は物すごい真剣にやつているということをきちんと勉強する方が先だろうという気がします。そんな立派な理屈にはなっていないませんが、確実にやっています。

○藤末健三君　どうもありがとうございます。

それで、またちよつと畑村先生にお聞きしたいことがありまして、実は昨年この委員会で、美浜の発電所の事故がございまして、当時、鉄道事故も幾つか起きまして、あと工場の爆発が幾つかあつて事故だらけだったような気がするんです、正直申し上げて。

そのとき私がちよつと提案申し上げたのは、今例えば鉄道事故だつたら鉄道技術研究所、発電関係だつたら電力関係の技術研究所、で、工場だつたらまた別の研究所ということで、もうばらばらにこの事故分析をしていまして、何か私はその事故というのはどうか共通性があるんじゃないかなというのを當時ちよつと思つたんですよ。

それで、先生にちよつとは是非教えていただきたいのは、私は、政府に事故全体を横断的に見るような何か研究センターみたいながあると、ある程度その事故予防は進むかどうかということについてちよつと御知見をいただければと思います。お願いいたします。

○参考人(畑村洋太郎君) 僕はそのとおりだとい
うふうに思っています。そして特に、先ほど言わ

れましたタンクが燃えただ、鉄道がそうだった、それから美浜の事故だ、それぞれのものがあるんですが、例えば美浜のあの熱水の噴き出しについて見ますと、あれはリスト漏れなんです、基本形が。

そして、それでは美浜の発電所はふまじめにやっていたか、さもなきやいい加減にやっていたからあれが起こっているかというところ、全くその真反対でして、日本じゅうの原子力発電所の中で最も真剣にああいう事故のことを考えて、もうありつたけのことをやっていたのが美浜です。ですから、僕はあの事故が起こる数年前に勉強のために美浜に行つて、美浜で何やっているか、それからそこでやっている人と議論をやりながらいろいろなことをもう先に勉強していました。それで、それでもあの事故が起こつたので、もう信じられなかつたんですね。一体何を今までみんながやっていたんだらう。もうこれは、ここで事故が起こるとは考えられぬと。その前に熱交換器の細管の事故を起こしていて、徹底的にあそこは勉強しているの、もうここでこんな事故は起こらないと僕は思っていたし、みんなにも言っていました。それなのにあの事故が起こっているんです。

というのは、想定外が起こっているんですね。もう当然やっであると思っている、その危なくなるリストに初めから載っていないからあんなことが起こる。とすると、もう想定外を探すことまでやらなきゃいけないような時期に日本が来ているんです。そのときに、想定内の事柄を一つずつ丁寧にやるというのは、それは一つずつ必要です。ですから、鉄道についても原子力についてもどこについてもそれぞれの研究機関も必要です。それから、その後ろでそれをまた監督したり指導したり指示する官庁も必要です。

しかし、今本場に必要なのは、そういう縦割りで、官庁の方も縦割り、それからそれを行っている民間の方も縦割りに、それに対応しているような動き、それだけでは全く不十分で、これを横断的に取り扱うところがないといけないというふう

に思っています。そして、それができるのは、僕が言うべきことかどうかは分かりませんが、内閣府が持つ以外はないというふうに思っています。そして、そこは多分、みんなで安全という言葉を使いたくなると思いますが、最後に求めるのが安全であるけれども、逆にどこにどんな危険があるのかという、多分危険学研究センターというような、今みんなが考えているのとは違う発想法で物を見ていくような見方をしないと見付けられないんじゃないか、それから対応策が従来型のままになつてしまつて対応ができないんじゃないかというふうに思っています。

○藤末健三君　ありがとうございます。

最後、また宮本先生にちよつとお聞きしたいことがございまして、今回のいろんな事故が起きたわけでございますけれども、私がちよつと考えましたのは、例えばパロマの話であれば、パロマの方ではまあ割と資金的な余裕があつたから対応できる、被害者の方の補償というのは対応できるんですけれども、もし小さな会社が事故を起こしたときに、被害者の方に対する補償ができなかつた場合は何か救済措置が必要じゃないかと思ひます。

で、アメリカとかEUがそういう制度を持っているかどうかというのをちよつと教えていただきたいと思います。お願いします。

○参考人(宮本一子君) 恐らく損保保険、損害保険等で担保しているのでは、補償しているのではないのでしょうか。私はそこところは、済みません、余り知りません。

○藤末健三君　日本も実は昔、製品安全協会みたいなのがあって、そこが保険付きの承認マークを作っていたんですよ。それが規制緩和でまあ自主的というか、民間のものにこうなっちゃったわけでございますけれど、先生はそういうところはど
う思われますか。

○参考人(宮本一子君) 今でも製品安全協会があつて財団法人で、マークを付けています。
ただ、余り日本は、日本の消費者はそのマーク

があるから買う、なければ買わないという、そういう購買行動をやらななんです。そのところが今、畑村先生がおっしゃった認証制度も難しいんじゃないか。このマークがあれば安全だから少し高くても買うという、そういう消費者行動をどういうふうに消費者の方に確立していくかという問題があつて、日本はすべて行政指導でやつてまいりましたから、商品というのはそのマークがなくとも安全というふうに認識して、マークに付与して、で、高くなれば買うという行動にはならないところが問題ではないかとは思っております。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。

皆様の本来に、いただいた知見を活用して頑張つて審議していきますので、よろしくお願いいたします。

○松あきら君 今日 三人の参考人の先生方、お忙しいところ大変にありがとうございます。すばらしいお話を聞かせていただきました。

実は私が何おうかなと思っていたことはほとんど、大体出たかなという思いがありますけれども、少し私は、国民生活センターも見学をさせていただいて感じたこともあります。そして、これからこの法案の審議に入るわけでございますけれども、私がその国民生活センターあるいはNITEで感ずることは、やはり情報は集めるけれど、各省庁に情報公開はしているんですよ。けれども、本当に宮本先生がおっしゃったような、だからそれに対して、じゃ、こうしたらいいということを国民に発することはできないと。

それから、絶対にこれだけは発していただきたいと思うことが幾つか実験でもありました。それはスプレー缶ですね。例えば一つはスプレー缶。これはヘアスプレーもありますし、卓上のガスボンベもあります。これは自治体によって、穴を空けるという自治体と穴を空けてはいけないという自治体が出てまいりました。

実は、私の住んでおります、ふだんおります宿舍があるんですけれども、そこでも以前はスプレー缶には穴を空けて出してくれと言われていま

した。でも最近、回つてはこないんですけど、紙は、どうやら世間の風評で、穴を空けたらいいないんだというふうには私は認識を最近しておりますので、穴を空けないで出しているんですね。そうしましたら、実験で見ましたところ、穴を空けた途端に、もう六、七メートルぐらいまでびゅうと、もう大変に危ない状況です。

これ一つ取っても大変な、これもしかしたらけがするだけでは済まない、状況によってはあるわけです。これ一つ取っても日本全国でばらばらの、真反対のやり方を出しているわけですね。これなんかも、国民生活センターがそれを分かつていながら何でそれが言えないのか。権限がない、いろいろあるうと思ひますけれども。

そして、私はやはり正に今いろいろな、こうした残念ながら状況が起つてきて、いろいろな事故が起つてきているんです。それはもしかすると、競争社会の中で規制緩和というのがその根底にあるかなという気が少しいたします。もちろん競争社会とはいいいくことですけれども、国民の中にも、まあ物が安くて良ければそれはいいんですけど、一つ、経済の規制緩和だけではなくて、安全の規制緩和にもちよつと走つてしまつていて、耐震偽装などがそのいい例なのかなというふうに思ひます。

そこで、私はちよつとこれは、今お話を伺つていても、まだ自分の中でどれがいいというふうには決められないんですけど、一つは、私自身が分かつていることは、この国民生活センターでもNITEでもやはりこれは内閣府の所管なんですね。そうすると、やつぱり、例えばエレベーターだつたら国交省だつたり、あるいはこれだつたら、何だつたら経済産業省だつたり、あのブルーですら実は厚生労働省と文部科学省と、いろいろな省庁が、管轄が違ふんですね、そのブルーによつて。

ですから、事故が起つても、もういろいろなところがうちの範囲ですと、こうなるわけですね。

ですから、これはもうどちらにしても国民の皆様にとつたら、これで事故が起つたからどここの省庁なんというとは分らないわけですね、もう本省庁がしつかりと連携を取り合う、そういう機会は絶対に必要だ。そして、正に事故のいろいろな共有をしなれば駄目だと思つていられるんです。

けれども、例えば、先ほども第三者の機関、認証機関というお話がありましたけれど、これはお三人の先生方に伺いたいの、それは国として取り組んだ方がいいのか、あるいは全く国は関与しない、全くの第三者としてこれはつくつていくべきなのか、ここが実は私自身がまだ悩んでいるところ、分らないところでありまして、これはまずお三人の先生に伺いたいと思ひます。

○委員長(伊達忠一君) それではお三方、畑村参考人から。

○参考人(畑村洋太郎君) 今のは、僕の考えでは国が関与しない方がいいというふうには思つています。国が関与しないといふのは、僕から見るし無視するようになるというの、僕から見ると日本の損保業界の怠慢だといふふうには思つてます。ちゃんと損害保険協会がきちんとした査定能力を持つていて料率を変えざるを得れば、日本の社会は一発で変わるんですね。事故が起つたときに、その認証が付いていないものを使つていたら保険金は払わないとか、それはそれだけの力がないからつて、力がないのにそれではなぜあんな保険金取れたんですかという、そういう質問をするようなやり方をきちんと日本はやらなくて、それで損保を一杯つくつて、まあ再保険のような形でいゝんなことをやつてきて、もう何年か前から一杯いゝんなまじうことが起つていゝのに、損保の会社がきちんとした自律の能力を持たないでいるのがおかしいんだというふうには僕が思つています。ですから、この認証の制度と損保とが連携して、それできちんとした料率を決めてやつていくときに、国が入らないでもちゃんといくというふうには思ひます。

ですから、日本じゅうが何でも国に頼ろうとする、その考えが間違ひで、なぜ自前でやらないんですか。まずくなつたときに本当に苦しむのは自分なんです。そうなら、保険会社にきつちりとした査定能力を持たしてみんなで払おうじやないかと、本当にそうでなかつたらばちゃんと払わないというふうな、そういうことをやる時期が来ている、これは、ですから、規制をするのかしないのか、公権力をどこまで入れるのかの話がごちやごちやになるけれども、それよりもつと前に、経済行為としてやるものをどこまできちんと社会として考えているかというのが行われていない幼稚さというのが出ていゝように見えて仕方がありません。

○松あきら君 ありがとうございます。

○委員長(伊達忠一君) 次に、宮本参考人。

○参考人(宮本一子君) 畑村先生の御意見は、本当にそのとおりなんです。ただ、やつぱり日本社会は、最初から行政があつて、行政の指導の下で私たちは生活をしてきた、そういう長い歴史があるものなんです。今急に認証制度をつくつても余り成功しないんじゃないかという気がするんです。だから、最初は行政が支援をして、徐々にそれを民間の方にやつていく、明治時代のあれと同じですが、そういうふうにはしないと、アメリカのULマークとかフランスとかドイツのお話なさいましたけれども、そういう民間の機関が、ああ立派にやつていけるかということになると、私は疑問なんです。

ですから、今言つたように、やはりある程度は行政の指導の下に、支援の下に私は考えております。徐々には、そういう安全性に対してはお金を掛けなければ、消費者の方もお金を払う方がいいんだというふうな社会になつていけばいいかなというふうには考えております。

○松あきら君 ありがとうございます。

○委員長(伊達忠一君) 次に、竹下参考人。

○参考人(竹下克彦君) 松先生の方からは、規制緩和の延長で安全の規制も緩和されておるんでは

ないかという御指摘がございましたが、メーカーの方の考え方ですと、安全に関する基準というのは、やはり今回の消安法で一応特定された重大事故、それから重大事故の一手手前の製品事故ですか、やはりこれを安全基準としてはいかにゼロに近づけるか、少なくともすることがゴールだと思ひます。

それで、そのためには、いろいろなものをつくるには、今安全を担保するための製造技術基準がございまして、ところが、この技術基準は、国とか、それからその外郭団体の技術をサポートする機関でメーカーの専門家を入れながら基準を決めていくんですけれども、まあ基準だけで私はやはり縛れるほど商品の設計とか生産というのはシンプルではないと。本当に重要なポイントには技術基準で押さえる、これは国の共通のルールで押さえるというのが妥当かと思ひますが、やはり各企業が、そのゴールであるその製品安全、重大事故をゼロにすると、それから、そのために製品事故をできるだけ減すという日々の努力、積み重ね、それから社内における設計ノウハウ、それから製造上の品質管理のノウハウ、その辺をやはりしっかりと培つていくのが大事だろうというふうには思ひます。

それで、今、今日一緒に出ておられる宮本参考人の、事故情報を適切に分析できる人材をつくるべきであるという御提起とか、それから畑村参考人のトヨタ、いや、トヨタとおっしゃいませんですが、自動車がやつておるような危機を事前に予知できるように目利きのいる、人をつくらぬといかぬという御指摘がありました、まさしくそうだな。やはり、メーカーの方はそういう人材をつくつて、それでやはり製品安全のゴールへもつと近づいていくという努力が必要だというふうに思ひました。

○松あきら君 ありがとうございます。御示唆に富むお話でございました。

私自身は、今すぐにやらなければいけないことは、やはり国として、各省庁ばらばらの体制を、

ともかくしっかりと集まって情報を公開する、その中できちんと共有して開示をする、そしてまた、できれば、できればというか分析をする能力も付けなきゃいけない、その上でアメリカあるいはEUのような、正に畑村先生がおっしゃったような第三者の機関というものをきちんと国民が自律してつくっていく方向にしなければいけないのだという思いを強くいたしました。

最後に、私は九月の末まで経済産業副大臣させていただいておりました、キッズデザイン協議会にも、発足にも何回かその会議にも出させていただきました。正にこれはハインリッヒの法則、軽微な事故は重大事故の予兆、子供は本当にちよつとした、このちよつとした小さな事故をきちんと報告してくれば大きな事故で亡くなることはない、子供の死亡のほとんどが実は事故死であるんですね。ですから、そしてまた、子供の遊具とかそういうものじゃないんです、ありとあらゆるもので子供は事故を起こすんですね。ですから、このハインリッヒの法則というものをちよつとしっかりと国全体に行き渡らせるようにするのが政治の役目であるということをまた認識をさせていただきました。

大変にありがとうございました。
○鈴木陽悦君 参考人の皆様、今日は本当にありがとうございました。

締めくくりに質問をさせていただきます、秋田県選出の鈴木陽悦でございます。

かつて私はテレビ局に勤めておりました、ニュースを担当しておりましたので、毎日夕方のニュースの中でいろんな、まあ事故のニュースという想定外でございますが、そうしたものを伝えるべき人間として、今年になってからの一連のこの事故のニュース伝わってまいりました、議員としても非常に心が痛む思いがしたわけでございます。一連の事故によって、我が国のその安全情報の共有体制というのが不十分であるということが明らかになりました。私たちが目指すべきゴールというのは、正に事故情報を国民の皆さんが共有化

するシステムを確立して、その安心、安全を創造することであると考えます。

今日はひとつ、短い時間でございますが、よろしくお願ひします。

初めに竹下さんに伺いたいんですが、まずけれども、企業の社会的責任ということにつきまして、大企業を中心に独立した部外監査でありますとか、あるいはNPOによるそのチェックが働いて、企業経営者の一〇〇%要求とは別に、社会の安全弁としていろんな期待にこたえている部分はあると思います。そうした意味で、大手企業に限りますと、社内の自浄作用が働く仕組み、できつつあると思いますが、一方、目を転じますと、中小企業はそうした仕組みを確立できない、そういうところが情報の共有も危うい状況にある、そういう部分も一部にはあると思います。

そうした意味で、今回の法改正によります重大事故の発生に対する重大性の認識、基準などに企業間の乖離とか格差が予想されますけれども、この格差についてはどのような認識をお持ちで、どのように対処されるか、それを伺いたいと思います。

○参考人(竹下克彦君) 製品事故の事故報告の義務化が今度の消安法改正で行われるわけですが、重大事故というのは一応特定をされております、死亡事故、それから人体欠損に至る事故、それから一酸化炭素中毒事故、それから火災等につながる事故と。その火災も、消防庁が火災であるということを確認したという事故ということで、企業規模の大小にかかわらず、この重大製品事故の基準というのはそう大きな判断の差異が生まれな

いんではないかというふうに私は思います。しかし、それにつながる製品事故ですね、重大事故ではない事故、やはりそこが、本当これからの、先ほど来皆さんから出ているハインリッヒの法則ではありませぬけれども、初期事故からいかに重大事故を予測、予知し、未然に手を打つかというところが一番重要ではなかつたかと思ひます。

それで、工業会、私、今日は工業会の立場で参っておりますが、工業会では、重大事故は、当然各メーカーから情報が集まり、それを開示いたします。それから、各メーカーの義務としまして、大きなところも小さなところも、メーカーの判断で重大事故に至る前の製品事故を開示しなさいということも一応ルール決められております。

それで、これも工業会の方で、各メーカーから製品事故も報告してもらって、それでそれを収集し、それからいろんな基準、ルールで情報を分析しながらいろいろ、工業会のメンバーにも大から小までございまして、共有化図りながら活用していきたいなというふうに思っています。

しかし、まだ工業会の中でその体制が、現時点ではまだ完全に整備されていません。これからできるだけ早い時期にそういう体制を整備して対応していきたいなというふうに考えます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。引き続き竹下さんに伺いたいと思いますが、そうした観点から、今回、経産省からのこの総点検結果のとりまとめを受けて、今後の製品安全対策について御見識を出されていきますが、この中の安全対策のフェールセーフ、このフェールセーフの設計掲げていらっしゃるという点も、この標準化への具体的な取組というのを是非教えていただきたいと思うんですが。

○参考人(竹下克彦君) フェールセーフの設計の義務付けということがなされていきます。それで、フェールセーフは、これはガス事業法とそれから液石法の技術基準の改正事項になろうかと思ひますが、安全装置が正常に、まともに機能しなかつたときにガス通路を安全に自動的に閉ざすことというところで、その製品安全を担保すべき装置がかしくなつたときは必ず安全側に止めようという基準がございまして、これは具体的な技術内容では非常に詳述を要しますのでここでは割愛させていただきますが、これが確実にできるならば数段安全レベルは高まるものというふうに言えます。

○鈴木陽悦君 竹下さん、ありがとうございます。次は、宮本さんに伺わせていただきます。

消費者、それから生活者が、安全に対する要求

というのは非常に高いと思いますけれども、事故意識が低いんじゃないかという部分もあるかもしれません。先ほど、ハインリッヒの法則じゃありませんが、電車への飛び乗りとか信号無視の横断、それから危険と分かっているにもかかわらず、冷やつとしたのを三百回経験したら大きな事故につながると思ひましたら、大勢の人が大きな事故に遭うというのがほとんどじゃないかなと思ひますが、今言つた例えでいきますと。

今、自助努力が求められている時代に安全を自ら追求していく姿勢というのが果たしてどう消費者の間に醸成されていくか、醸し出されていくか、これについてのお考えがもしございましたら。消費者の安全意識の高揚ですね。

○委員長(伊達忠一君) どなたに。

○鈴木陽悦君 宮本さんに。

○参考人(宮本一子君) 商品に限定いたしません、商品の安全についての教育はなされております。例えば、化粧品は皮膚がぶれが起きるとか、電気製品は発火が起きるとか、いろんな、商品は商品が持つそういう欠点を持っています。取扱いはよつては死亡することもあると。そういう教育は学校ではやられておりませんし、社会でいろんな消費者センターが細々とやる程度で、機器に関しては、交通ルールとか交通事故については学校でやりになつてはいるんですが、商品についてあるいは生活の安全については余り教育の中に入っておりません。だから、事故意識が低いというのはそうかも分かりませんが、しかし、ここでお願ひしたいのは、メーカーと行政と消費者は対等にその安全性に対して責任を持たねばならないということはないというふうに考えております。やつぱり一番はメーカーとそれから行政が責任を持つべきで、消

消費者がすべての使っている商品の安全性について熟知するということは、これは不可能です。だから、人間は必ず失敗をするんだ、ミスを犯すんだという前提の下で、今、フェールセーフとおっしゃいましたけれども、幾重にも安全装置をした商品を市場に出して、市場に出た商品は安全であるという、そういう安心を持った社会であってほしい。もちろん、極端な誤使用というのは消費者の責任です。

結局は、幾らメーカーが責任を持つと言われても被害に遭うのは私たち消費者なんです。幾らお金で賠償されてもそれは償い得ないことです。だから、最終的に私たちは責任を負っているわけです。ですから、なるべく、なるべくじゃなくて絶対に安全な商品を市場に出していただきたい。行政はそれに對してやっぱりある程度の規制と監督をやっていた、だいたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君　ありがとうございます。

では、次に畑村さんに伺いたいと思いますが、さっき想定外のお話が出ました。今回の法改正によって想定外が決して起きないようにしなきゃいけないなど、我々もしっかり審議しなきゃいけないと思っておりますが、国の改正案の基本理念というのは事後規制ということでありまして、しかし、事前に回避できればこれにこしたことはないと思います。事故の可能性のある段階において情報を共有できる、システム化することの必要性についてどんなお考えをお持ちなのか。また、畑村さんの事前規制、事後規制、この境目はどの辺にあるのか分かりますが、そのお考えについて御見解を伺いたいと思います。

○参考人 畑村洋太郎君　事前に規制するというのは、もう明らかに、なるに決まっているということがみんな理解ができていないと非常に難しいという気がします。起こりもしないうちから、そんな規制何だという意見が必ず出てくるんですね。しかし、もう事の順番として、必ずやはり起こるのに何も手を打たないでいるということは、随分たくさんこういう事故や失敗を見ているとあ

ります。ですから、やっぱりそれは事前に規制すべきものというのはい必要だと思えます。

それから、事後の規制というのももちろん必要です。しかし、二つ言いたいことがあります。一つは、事故が起こると総点検しなさいというのを必ず言いますね。そして、何を点検するのか分からないけれども、点検しないといけないんですね。ここが実は物すごい盲点になっているのに、みんな点検すると思っていると。これは、事故の種は目に見える形で起こって、現れているという前提があったから点検すると見えたんですね。

ところが、一九九〇年以降、ほとんどの機械、作っている機械がマイクロコンピュータが入ってききました。そして、このマイクロコンピュータの中になんかいう論理が入っているかというのは目で見ることはできません。それで、目で見えないのに誤動作をするんですね。こういうのをマイクロコンピュータの組み込みソフトのバグという、一番簡単な言葉で言うんですけど、それ以外に、基板の劣化とかいろいろな制御系があるんですが、この問題は点検で見付かるものではありません。そうなのに、点検すれば見付かるというふうに思い込んでる技術との接し方は根本的に直さなきゃいけないんですね。

ですから、制御系のところでおかしなことが起こっているんだらどうすればいいの。全取っ替えるしかないんですよ。ですから、頭の中身の全取っ替えをしましたということだけが対応になるのであって、そうでないものをどこ点検するか、じゃ言ってくれださいといって、言えるくらいなら直しているんですよ。ですから、これは元々の論理矛盾なんですね。この論理矛盾に気が付かずに技術運営をやっているのが今の時代になつてくるので、これから先、こういう制御系の問題というのはもう目を覆うばかりに多発します。これからです。まだ今まではそれほどではありませんでした。

それで、ロジックがおかしい何がおかしいと

いつているののほかに、それをコントロールするための電気系の基板がおかしくなる、劣化が起こるといって、これはもう湯沸かしのときでもそれに近いことが起こり始めていますが、それはもうあらゆる機器にこれが起こります。そして、それを避けるのに、長い経験でやってきたことが、フェールセーフよりもっと前に、本質安全という考えです。

今の日本のほとんどの工業製品が、本質安全を満たす前に、事がまずくなることに制御安全というので覆い隠す形を取ってききました。ですから、事が起こるごとに、付加設計といいます、付け加えるんですね。あそこが悪いというところ、付け加えて、後手後手にくっ付けて全体ができ上がって、何が何やら分からぬけれども動いているというものを使っているという、極端な言い方をするとそういう時期が来ているんです。そして、これが最も危ないものになっているというのを早くみんながもう認知しないといけない時期が来ています。それが一つです。

それからもう一つは、本質安全というのは一体どういうことか。もちろんフェールセーフもその中に入るんです。何かまずくなったら安全な方に行こうと。ところが、今の日本の技術設計思想は、そのまずくなつたときに、うまくいくように何かを検出して、何かを動かして安全な側に行かそうとして、ほら、それがあからいじやないかというふうな技術体系ができています。潜在危険を制御安全で覆い隠すというそういう設計になつてくるんですよ。

それで、日本じゅうの技術がそうになっているのに、技術系の人や技術系以外の人も、だれもそのことを言わないし、気が付いていない。そして、そのことを指摘するとみんな怒り出すんですね。今の技術はそうでないんだって。そんなことないです。ですから、必ずこういう形の技術的な失敗が多発します。ですから、そのことについてもっと考えないといけないんですね。

ですから、例えば、同じ機械を作るんでも、日本はマイクロコンピュータを使って、制御系を使って物すごくいいものになっているぞというときに、ヨーロッパの機械をふたを開けてみると、全部中身がメカニカルなものでできていて、絶対に電気系を使わないという思想で作ってあるようなものがあるんです。そういうものが、あるとき突然日本のものに置き換えるとなんでもないことが起こります。先ほどの自動車のリコールの例であつたんですが、ヨーロッパでは全部機械的にやっていたようなものを日本ではちゃんとマイクロコンピュータを使ってやつたところ、信じられないような使い方をして、もう暴走して止められないというのが起こるんですね。

しかし、そういうときの自動車会社の、これは本当に見事だして、数件しか起こらないときにそれを気が付いて、もう全部の技術陣を導入して、投入して、自分たちの作っている製品のロジックのミスを見付けるのにとんでもないコストを掛けて見付けます。それで、それはもうどこにも書いてないんです。ですから、僕も守秘義務の約束で聞いているからどこへ行つても言えないんですが、自動車会社が真剣になつたときというのはやっぱりそういうことをやるんですね。

ですから、技術思想自身がもう随分と曲がり角に來ているというのをまずきちんと認めて、本質安全をまず実現して、その便利さを享受するために制御安全を使うんだという技術思想をひっくり返さなきゃいけないようなところに今來ているように思います。

○鈴木陽悦君　ありがとうございます。

○委員長(伊達忠一君)　以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり有益な御意見を述べていただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

平成十八年十一月二十八日印刷

平成十八年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B